

長第 01290003 号
令和 2 年 2 月 10 日

各和歌山県所管介護医療院管理者
各和歌山県所管有料老人ホーム管理者
各和歌山県所管指定通所介護事業所管理者
（平成 31 年 4 月～令和 2 年 2 月に新規に事業開始）

様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
（公印省略）

介護保険施設等における非常災害対策計画等の策定等の徹底について（依頼）

日頃より高齢者施設等における災害時の対策につきまして、適切に対応いただきありがとうございます。

標記について、**①介護保険法又は老人福祉法の基準省令及び和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針により全施設・事業所（訪問系サービスを除く）には「非常災害対策計画の策定」が義務付けられており、また、②水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法により、市町村地域防災計画に記載された要配慮者利用施設、津波避難促進施設には、「避難確保計画の策定」及び市町村への提出と「避難訓練の実施」が義務付けられています。**

非常災害対策計画等につきましては、平成31年3月31日時点で指定（許可）又は届出されている施設等を対象に「要配慮者利用施設（介護保険施設等）における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の促進並びに非常災害対策計画の作成等の状況調査のお願いについて（依頼）」（令和元年6月3日付け長第05200001号長寿社会課介護サービス指導室長通知）により、調査を行っているところです。

つきましては、**上記①②による各計画が未策定等の施設・事業所においては、別添「介護保険施設等における非常災害対策計画等の策定等について」（平成31年3月15日付け長第03150006号）（特に、「非常災害対策計画と避難確保計画の比較」表関係）を参考に、自主点検を行っていただき、速やかに、上記①による非常災害対策計画の策定、②による避難確保計画の策定、市町村への提出、避難訓練の実施及び県への連絡（計画を策定し、市町村へ提出した場合）をお願いします。**

なお、本通知は、平成31年4月～令和2年2月に新たに県所管で事業を開始された施設等に送付しております。既に策定等が完了していただいている際には、ご容赦願います。

和歌山県介護サービス指導室
TEL : 073-441-2527（直通）